

# 厚生労働省の取り組み

## 3 牛海綿状脳症（BSE）対策

リスクの低下に伴い、最新の科学的知見に基づいて、BSE 対策全般を見直しています。

平成13年に日本でBSEが発生してから10年以上が経過し、国内・国外の双方において肉骨粉を牛に与えない飼料規制等のBSE対策が実施されBSEのリスクが大幅に低下しています。

このため、厚生労働省は、平成23年12月に国内の検査体制や輸入条件などについて、最新の科学的知見に基づく評価を食品安全委員会に依頼しました。

平成24年10月の食品安全委員会からの評価結果に基づき、厚生労働省は、平成25年2月に次のとおり対策を見直しました。

《国内措置》

- ①BSE検査の対象月齢を、30か月齢超とする。
- ②特定危険部位（SRM）の除去対象を、30か月齢超の頭部（扁桃除く）、せき髄、せき柱と全月齢の回腸、扁桃とする。

《輸入措置》

- ①月齢制限を、アメリカ、カナダ、フランスは30か月齢以下、オランダは12か月齢以下とする。
- ②SRMの範囲を全月齢の回腸、扁桃とする。

平成25年3月現在、さらなる検査月齢等を見直しについて、食品安全委員会で審議中であり、その評価結果に基づき見直しを行うこととしています。

### 牛海綿状脳症（BSE）

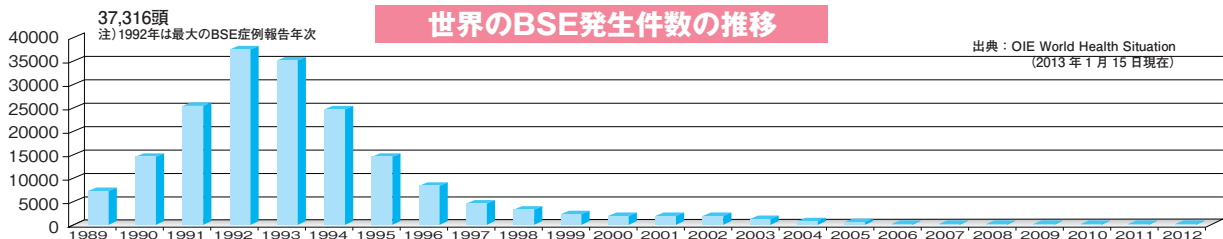
牛海綿状脳症（BSE：Bovine Spongiform Encephalopathy）は、1986年に英国で発見されて以来、欧米や日本などで発生が報告されています。

BSEに感染した牛は、原因である異常プリオンたん白質が主に脳にたまり、脳がスポンジ状になって、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

この異常プリオンたん白質を人が摂取することで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が発生すると考えられています。人がこの病気にかかると、脳がスポンジ状に変化し、精神異常、異常行動の症状を示します。

そのため、異常プリオンたん白質が蓄積する、牛の脳、せき髄、回腸などの特定危険部位を食品として利用することは、各国の法律で禁止されています。

### 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	12	190,634
欧州	37,316	2,212	2,176	1,383	872	552	313	173	120	68	44	28	10	190,573
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3
カナダ	0	0	0	2 (注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	20 (注2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。

単位：頭

### 取り組み内容

と畜場での対応	BSE検査対象牛（30か月齢超）の分別管理及びと畜検査員によるBSE検査 SRM（30か月齢超の頭部、脊髄と全月齢の扁桃、回腸遠位部）の除去及び焼却
食肉処理場、食肉販売業、せき柱の加工業等の対応	せき柱（安全性を確認した国で飼養された30か月齢以下の牛由来）の食品等への使用
輸入禁止措置	BSE発生国からの牛肉および牛関連食品の輸入禁止（食品安全委員会の評価に基づく一定条件の米国、カナダ、フランス、オランダ産の牛肉等を除く）
現地調査の実施	輸入牛肉について、定期的に担当官を派遣し、日本向け食肉処理施設の対日輸出条件の遵守状況（月齢の確認、SRMの除去の状況）等の確認・検証